事業所の名称及び事業所の所在地	事 業 者 名	指定年月日
居宅介護支援事業所たいのしま	特別医療法人萬生会	平成 14 年 12 月 27 日
熊本市田迎町田井島 224		

熊本県告示第32号

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にす る旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。 平成 15 年 1 月 17 日

熊本県知事 潮

- (1)保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡矢部町大字目丸字上前川 1114
 - (2)指定の目的 水源のかん養
 - (3)指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に 係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ)
 - ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 保安林予定森林の所在場所態本県上益城郡矢部町大字下名連石字サンシュ 谷新 26 の 3、字笹原口新 28 の 28 指定の目的 水源のかん養

 - 指定施業要件 (3)
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に (1)係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県上益城地域振興局並び に矢部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第33号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第3条第1項の規定に 基づき、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定する。

その関係図面は、平成15年1月17日から60日間、熊本県土木部道路維持課において一 般の縦覧に供する。

平成 15 年 1 月 17 日

熊本県知事 潮 義 子 谷

道路の種類、路線名及び指定する道路の区間

道路の種類	路線名	指定する道路の区間
主要地方道	熊本高森線	熊本市春日一丁目 766 番 48 地先から
		熊本市細工町五丁目 27番1地先まで

指定する期日 平成15年1月9日

熊本県告示第34号

公有水面の埋立てによりあらたに土地を生じたため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第9条の5第1項の規定により確認し、これに係る字の区域を同法第260条第1項の 規定により、次のとおり決定した旨有明町長から届出があった。

平成 15 年 1 月 17 日

子 熊本県知事 潮 谷 義

あらたに生じた土地	編入する字
天草郡有明町大字大浦字蛭子鼻 3756 の 3 地先公有水面埋立地	有明町大字大浦字蛭子鼻
449.21 平方メートル	

熊本県告示第 35 号

公有水面の埋立てによりあらたに土地を生じたため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 9 条の 5 第 1 項の規定により確認し、これに係る字の区域を同法第 260 条第 1 項の 規定により、次のとおり決定した旨有明町長から届出があった。